

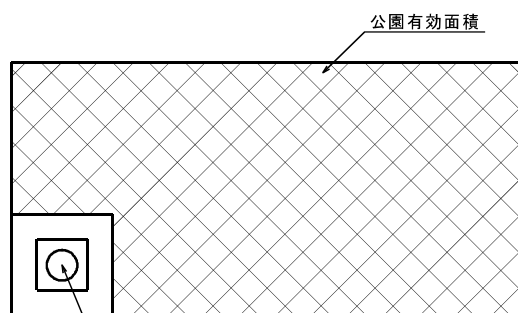
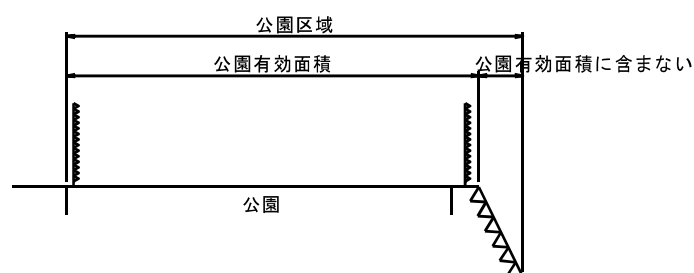
2. 公園施設

1) 公園の面積規模

(1) 公園面積は、許可基準条例第3条に定める基準によること。

(2) 公園は、石積、擁壁等の傾斜部分及び防火水槽(吸管投入口付近)を除いた有効面積で必要な公園規模を確保すること。

■ 公園面積

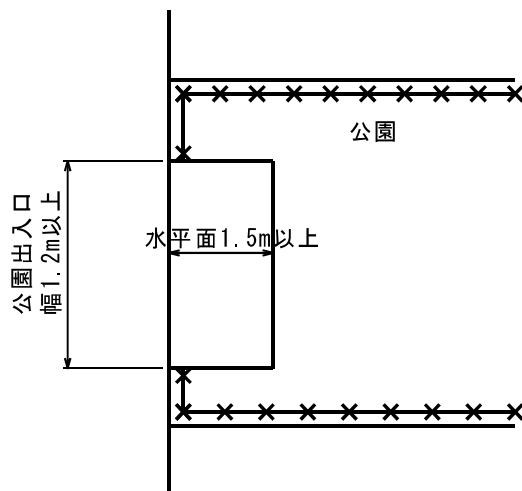


防火水槽を公園内に設置する場合は、
吸管投入口付近は公園有効面積に含まない。
ただし、公園区域に含む。

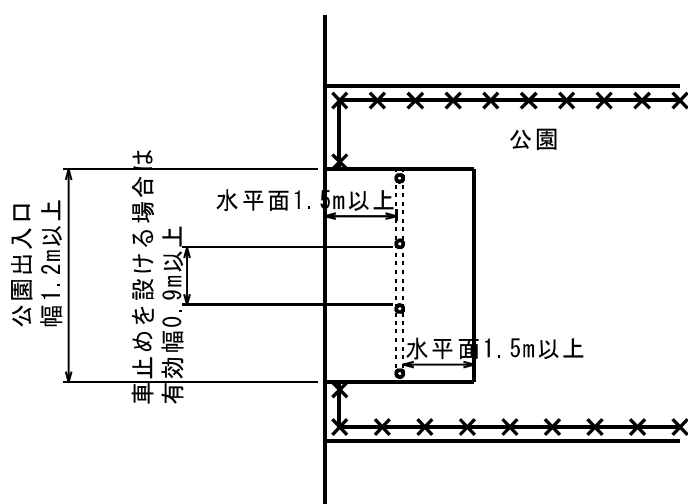
2)公園の施設等

- (1)2,500㎡以上の公園は、運動広場を設けること。
- (2)面積が、1,000㎡以上の公園にあつては、2以上(最低2辺に)出入口を設けること。
- (3)公園は、1.2mのフェンスで囲い利用者の安全を図るための措置を講じること。なお、フェンスは腐食や破損しにくいものを使用すること。
- (4)公園に設置する遊具は、JPFA(一般社団法人 日本公園施設業協会)が定める「遊具の安全に関する基準」に従って製造されたものを設置し、安全領域及び設置面を確保した配置計画とすること。
- (5)公園には、雨水等を有効に排出するための適当な施設が設けられていること。また、園内の土砂が流出しないよう土留めなどを設けておくこと。
- (6)公園の出入口は、1.2m以上の有効幅を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由により、やむを得ない場合は、0.9m以上とすることができる。なお、公園で入口の箇所に設置する占用構造物は有効幅に含まない。(例:マンホールの蓋等)
- (7)公園の出入口に車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、0.9m以上を確保すること。
- (8)出入口から水平距離が1.5m以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- (9)腐食が発生しづらい材質(アクリル板等)で、住民管理がわかる旨の文言を明示した表示板を設置すること。
- (10)公園名は、事前に公園施設管理者と協議し、園名板を設置すること。
- (11)他の公共施設を公園に隣接して設置するときは、公園区域を明確にすること。

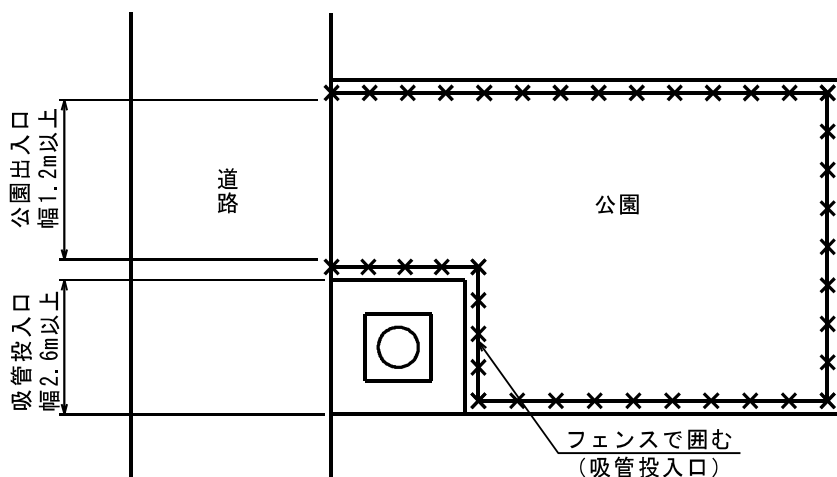
■公園の出入口(車止めを設けない場合)



■公園の出入口(車止めを設ける場合)

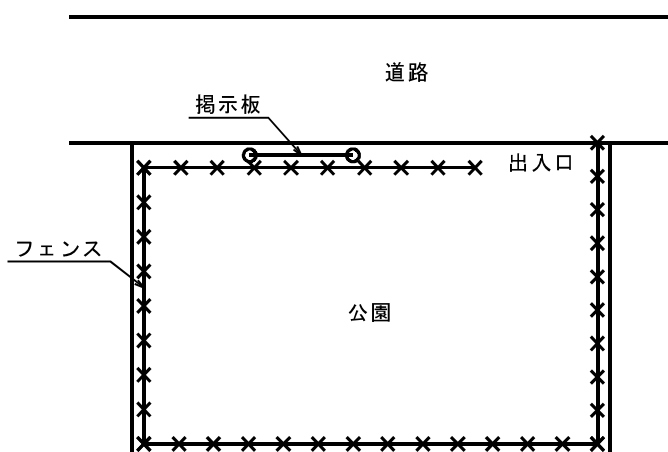


■公園内に防火水槽を設ける場合

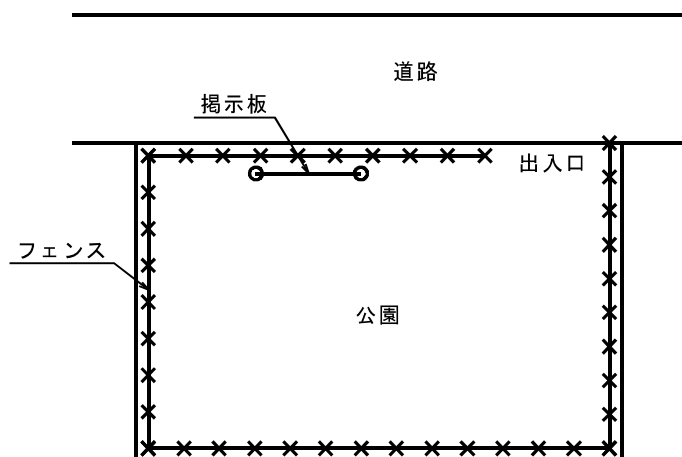


■公園内に掲示板(亀岡市掲示板)を設ける場合

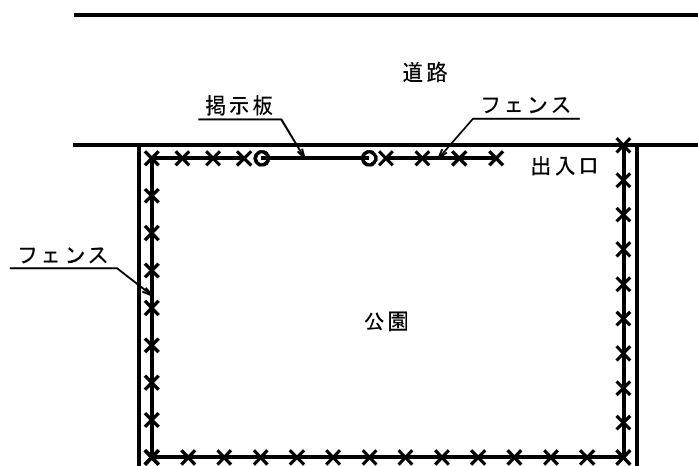
①掲示板が道路側から見える場合



② 掲示板が公園内から見える場合



※ただし、次のように掲示板がフェンスと一体となるような設置は認めない。



3)公園施設以外の占用物件の協議

公園内に防火水槽、市掲示板など公園施設以外の施設を設置する場合には事前に公園施設管理者と協議し、完成後の管理者を明確にすること。また、工事完了検査後に占用許可申請ができるように、占用物件管理者と占用手続に関しての協議を行うこと。

4)公園の維持管理等

- (1)開発後の土地購入者及び入居者に対し、日常の公園施設管理は住民の自治組織で行うことを周知徹底するとともに、住民の自治組織が整うまでの間は、無期限で事業者が維持管理を行い、公園を一般的な利用の可能な状態とすること。また、その間の維持管理にかかる費用は、光熱費等も含めて、事業者がすべて負担すること。
- (2)公園内にプラスチック等の腐食が発生しづらい材質で、住民管理がわかる旨の文言を明示した表示板を設置すること。
- (3)住民の管理体制整備に伴う協議、調整についても事業者が行うこと。なお工事完了検査時点(開発公園管理者届出書:別添添付図書様式集参照)及び、住民の管理体制が整った段階(開発公園管理者承継届出書:別添添付図書様式集参照)で、公園の管理者を明らかにした書面を市に提出すること。